

件名	愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部生活環境課
根拠法令等	銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号） 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）
<p>【改正の概要】</p> <p>第1 改正の理由</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、この条例の一部を改正する。</p> <p>第2 改正の要点</p> <p>1 手数料の新設等</p> <p>(1) 銃砲刀剣類所持許可手数料（新規所持の場合）</p> <p>ア クロスボウ所持許可を受けていない者 10,500円</p> <p>イ アと同時に所持許可申請する場合 6,700円</p> <p>(2) 銃砲刀剣類所持許可手数料（追加所持の場合）</p> <p>ア クロスボウ所持許可を受けている者 6,800円</p> <p>イ アと同時に所持許可申請する場合 4,300円</p> <p>(3) クロスボウ取扱い講習手数料</p> <p>ア クロスボウを所持している者 3,000円</p> <p>イ その他の者 6,900円</p> <p>(4) 猟銃若しくは空気銃又はクロスボウ所持許可更新手数料</p> <p>ア 新たな許可証の交付を伴う更新をする者 7,200円</p> <p>イ アと同時に他のクロスボウの更新及び所持許可申請をする場合 4,800円</p> <p>ウ 新たな許可証の交付を伴わない更新をする者 6,800円</p> <p>エ ウと同時に他のクロスボウの更新及び所持許可申請をする場合 4,400円</p> <p>(5) クロスボウ射撃資格認定手数料</p> <p>ア 1申請の場合 9,300円</p> <p>イ アと同時に他のクロスボウ射撃練習を行なう資格の認定申請をする場合 5,600円</p>	
施行日	令和4年3月15日
<p>【その他参考事項】</p>	